

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>特定複合観光施設区域整備法案について</p>	<p>平成30年4月19日</p> <p>組織犯罪対策企画課 保安課</p>
-------------------------------	---------------------------	--

1 概要

特定複合観光施設区域整備法案においては、①附則で警察庁所管法律である犯罪収益移転防止法を改正してカジノ事業者に取引時確認義務等を課すこととするほか、②暴力団排除等の警察に係る規定が盛り込まれている。

(1) 特定複合観光施設区域整備法案の全体像

- ア 国土交通大臣が区域整備のための基本方針を策定
- イ 都道府県等が、基本方針に即して区域整備の実施方針を策定
- ウ 都道府県等は実施方針に基づき、公募により民間事業者を選定
- エ 都道府県等は、選定した民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して区域整備計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請
- オ 国土交通大臣が基本方針等に適合する場合に区域整備計画を認定
- カ 区域整備計画の認定を受けた民間事業者がカジノ管理委員会にカジノ事業に係る免許を申請

※ 上記ア～オの各段階において警察に対する協議等あり

(2) 犯罪収益移転防止法の改正

特定複合観光施設区域整備法案の附則により犯罪収益移転防止法を改正し、取引時確認、疑わしい取引の届出等が義務付けられる特定事業者にカジノ事業者を追加

(3) 警察に係るその他の規制等

- ア カジノ事業等への参入規制
 - カジノ事業等の免許等においては、申請者の役員、従業者、主要株主、契約の相手方その他の関係者について、
 - 暴力団員又は元暴力団員であることなどの欠格要件
 - 社会的信用を有する者であることなどの適格要件
 を設け、カジノ事業等の廉潔性を確保する仕組みを整備
- イ カジノ施設入場者からの暴力団員等の排除
 - 暴力団員等の入場禁止をカジノ事業者及び暴力団員等本人に義務付け（罰則あり）
- ウ マネー・ローンダリング対策（(2)以外）
 - 一定額以上の現金取引のカジノ管理委員会への届出を義務付け
- エ カジノ施設内での業務の規制
 - カジノ施設内でカジノ業務以外に行うことができる業務の内容を風営法の「接待」を伴わない飲食や演奏等の提供等に制限した上で承認制とし、当該承認を受けて行う業務について同法の適用を除外
- オ 青少年の健全育成
 - 20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止
 - 20歳未満の者に対するカジノ事業に係るビラの頒布や勧誘の禁止
 - 広告・勧誘を行う場合における20歳未満の者の入場禁止等の表示・説明の義務付け

2 今後の予定

- (1) 閣議決定： 平成30年4月27日（予定）
- (2) 施行期日： 公布の日から起算して3年（1(1)ア～オ関係については2年）を超えない範囲内において政令で定める日

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>人口減少時代における警備業務の在り方に関する調査研究の結果について</p>	<p>平成30年4月19日 生活安全企画課</p>
<p>1 調査研究の趣旨 労働力人口が減少する中、警備員不足が顕著な課題となっている。そこで、有識者検討会を設置し、警備業の実態を把握した上で、人口減少時代においても安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する警備業務の在り方についての方向性を示す。</p> <p>2 アンケート調査の実施 (1) 調査対象及び調査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務の発注元（警備員の不足感、警備員が確保できない場合の措置等） ・ 警備業者（警備員不足への対応策、ICT等の技術の活用状況等） ・ ICT、IoT、ロボット技術開発事業者（警備分野への技術の活用状況等） ・ イベント会社（イベント開催に当たっての警備員との連携状況等） ・ 公務員、会社員、大学生（東京2020大会へのボランティア参加意向等） (2) 調査結果の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務の中で、交通誘導警備業務において人手不足感が最も顕著 ・ 警備業者の多くが、技術に関する知見のなさを理由にICT等を活用していない ・ 東京2020大会に参加希望のボランティアの多くが、講習会が必要との意見 ・ 警備業者の多くが、教育の合理化に向けたeラーニングの導入に前向きな意見 ・ 警備業務の発注者の多くが、取引において、価格より品質を重視する傾向 <p>3 人口減少時代における警備業務の在り方に関する有識者検討会の開催 (1) 有識者検討会委員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋本 博之（慶應義塾大学大学院法務研究科教授） ※座長 ・ 熊野 義孝（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備局装備調達担当部長） ・ 小松原 正浩（マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアパートナー） ・ 福島 克臣（一般社団法人全国警備業協会専務理事） (2) 「人口減少時代における警備業務の在り方に関する報告書」の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT、IoT、ロボット等の技術の活用による警備業務の生産性の向上 ・ 大規模イベントにおける警備員とイベントスタッフ及びボランティアとの連携 ・ 警備員教育・検定の合理化等 ・ 中小規模の警備業者の付加価値向上への支援 <p>4 今後の対応 ○ 検定合格警備員の配置基準の見直し、警備員教育・検定の合理化等に向けた関係規則改正の検討 ○ ICT等の技術導入による生産性の向上、警備業者の付加価値向上等に向けた業界団体との連携</p> </p></p>		

1 緊急対策の背景

昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイトが出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっていることを踏まえ、4月13日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で決定されたもの。

2 緊急対策の内容（資料1-1、1-2）

(1) 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

(2) ブロッキング対象ドメインについて

- 当面の対応としては、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、特に悪質な海賊版サイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。
- サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

(3) 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。

3 政府としての今後の対策（資料2）

緊急の対応として上記2の措置を講じつつ、その法的根拠を明確にするため、法制度の整備に向けて検討を行う。

4 警察の対応

- インターネット上の著作権侵害事犯に対する取締りの推進
- インターネット上の海賊版対策に関する関係省庁の広報啓発への協力

1 国会への年次報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、前年中の同法の施行状況について、閣議（法務省との共同閣議請議）を経て、国会に報告するもの（今次報告で19回目）。

※ 平成30年1月、公安審査委員会は、オウム真理教（麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人および同教義に従う者によって構成される団体）に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）の期間を3年間（33年1月末まで）更新する決定を行っている。

2 報告内容

団体規制法に基づく観察処分の実施及び罰則の適用状況のほか、同処分に付された団体の組織及び活動の概況について報告するもの。

平成29年中、警察は、

- 観察処分の期間の更新に際し、公安調査庁長官に対し、警察庁長官が意見陳述
- 観察処分の実施のため公安調査官が実施した立入検査に際し、関係都道府県警察が立入先周辺の警戒警備
- 公安調査庁が実施した地域住民との意見交換会に参加

した。

3 今後の予定

6月上旬 閣議決定
国会報告